

瀬戸市告示第 1 1 8 号

平成 2 0 年瀬戸市告示第 3 6 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は
収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 2 3 年
1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
狂犬病予防注射等手数料 の徴収事務	社団法人愛知県 獣医師会	狂犬病予防注射等手数料 の徴収事務	社団法人愛知県 獣医師会
	瀬戸・尾張旭・ 長久手獣医師会	<u>狂犬病予防注射等手数料 の徴収事務</u>	瀬戸・尾張旭・ 長久手獣医師会
<u>粗大ごみ処理手数料の収 納事務</u>	<u>日本グリーンパ ックス株式会社</u>		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>